

## 被相続人居住用家屋等確認申請 (家屋 + 敷地の譲渡) に必要な書類

- ◆ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、【②老人ホーム等 (家屋 + 敷地)】をご確認ください。
- ◆ 家屋取壊し後の敷地の譲渡の場合は、【③一般 (敷地のみ)】【④老人ホーム等 (敷地のみ)】をご確認ください。
- ◆ 以下「写し」とは、コピーではありませんので、市役所等で取得した書類をそのままご提出ください。
- ◆ 郵送で確認書の返信を希望される場合は、返信用封筒と切手をご提出ください。

	確認事項	添付書類	レ点
①	相続開始日の直前まで被相続人が居住していたこと 及び 相続開始日 (死亡日)	・被相続人の「住民票の除票の写し」 <u>原本</u> ※対象家屋の住所であること。	
②	相続開始日の直前から譲渡日まで、被相続人以外に居住者がいないこと	・相続人全員の「住民票の写し」 <u>原本</u> ※発行日が <u>譲渡日以降</u> のもの。 ※ <u>相続日から譲渡日までの全期間</u> の相続人の住所が確認できるもの。 異動履歴の確認のため、「 <u>住所履歴が記載された住民票の写し</u> 」 <u>原本</u> 又は「 <u>戸籍の附票の写し</u> 」 <u>原本</u> の提出が必要な場合あり。	
③	譲渡日	・「不動産売買契約書」 ※契約書で譲渡日が確認できない場合は「 <u>土地又は建物の登記事項証明書</u> 」 <u>原本</u>	
④	相続日から譲渡日まで 空き家であり、 利用がなかったこと	以下(i)から(iii)のいずれかの書類 ※左記期間のもの。	
		(i) ・電気又はガスの使用中止が確認できる書類 ※閉栓証明書等 (使用中止日が死亡日以降のもの)	
		(ii) ・宅建業者が「現状空き家」と表示した広告 ※媒介契約による広告 (業者等が購入後の広告は不可)	
		(iii) ・その他、空き家であったことを容易に認められる書類 ※空き家バンクへの登録を行った証明書等	

## 【お問い合わせ】

〒790-8571

愛媛県松山市二番町4丁目7-2

松山市 都市整備部 住宅課 空き家対策担当

TEL : 089-948-6934 (受付時間 平日 8:30~17:00)